

介護サービスの構成(平成30年度～)

国の定めたサービス内容、基準、費用、負担割合等によるもの

市町村が実情にあわせて内容を定めるもの

介護給付

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護（デイサービス）
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ・通所リハビリ
- ・福祉用具貸与・特定福祉用具購入費
- ・住宅改修費
- ・短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）
- ・地域密着型サービス
- ・施設入所（介護老人福祉施設等）

・・・など

要介護 1～5

介護予防給付

- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ・通所リハビリ
- ・福祉用具貸与・特定福祉用具購入費
- ・住宅改修費
- ・短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）
- ・地域密着型サービス

要支援 1・2

地域支援事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業（1号事業）
 - *訪問型サービス
 - *通所型サービス
 - *介護予防ケアマネジメント

事業対象者

要支援 1・2

- ・介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
 - *全ての高齢者対象）
 - *介護予防把握事業
 - *介護予防普及啓発事業
 - *地域介護予防活動支援事業
 - *一般介護予防事業評価事業
 - *地域リハビリテーション活動支援事業

- ・包括的支援事業（地域包括支援センター運営分）

- ・包括的支援事業（社会保障充実分）

- *在宅医療・介護連携推進事業
- *生活支援体制整備事業
- *認知症総合支援事業
- *地域ケア会議推進事業

- ・任意事業

- *介護給付等費用適正化事業
- *家族介護支援事業
- *食の自立支援事業 ほか

財源構成：国 25%・県12.5%・市12.5%・1号保険料23%・2号保険料27%
 (65歳以上) (40～64歳)

国 38.50% 県19.25%
 市 19.25% 1号保険料23%

※65歳以上の方の保険料：65歳以上の方の保険料は、庄原市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された基準額をもとに決まります。

【庄原市で必要な介護サービスの総費用】×【65歳以上の方の負担分 23%】÷【庄原市に住む65歳以上の方の人数】＝基準額(年額)

※この基準額をもとに、所得に応じた負担になるように、11段階の保険料に分かれます。

※1号保険料の割合の変更：第6期(平成27～29年度)：22% ⇒ 第7期(平成30～32年度)：23%（1%の増）

3. 平成 31 年度地域支援事業交付金について

(1) 平成 31 年度地域支援事業交付金予算案の概要

地域支援事業交付金にかかる平成 31 年度予算案については、平成 30 年度の執行状況や高齢者の伸び率等を踏まえて、1,941 億円を計上している。

このうち、社会保障充実分については、50 億円増の 267 億円を計上している。なお、増額分のうち、20 億円は、社会活動や認知症予防のための体制整備の充実に関する経費である。

各市町村においては、地域支援事業の実施のための所要額を適切に見込むとともに、本予算の積極的な活用をお願いする。

(2) 介護用品の支給に関する取扱

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業については、「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成 27 年 2 月 18 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）において周知したとおり、原則として任意事業の対象外とした上で、平成 26 年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとされている。

平成 30 年度より、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること等を実施の要件とし、地域支援事業実施要綱及び交付要綱の改正を行った。

平成 30 年度における市町村の検討の状況をまとめたところ、支給要件の見直しを検討している市町村が約 1 / 3、一般財源等他事業への移行を検討している市町村が約 1 / 3 であった。

各市町村においては、任意事業における介護用品の支給が例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、引き続き対応を進められたい。

◆要介護認定区分の状態◆

| | |
|---------------------|--|
| 自立 (非該当) | 歩行や起き上がりなどの日常生活動作の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態 |
| 事業対象者 | 生活機能(心身の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割など)のような、人が生きていくための機能全体)が低下しており、何らかの支援を要する状態 |
| 要支援1 | 歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能である。薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態 |
| 要支援2 | 要支援1の状態から、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態 |
| 要介護1 | 要支援2の状態から、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態 |
| 要介護2 | 要介護1の状態に加え、歩行や起き上がりなどの日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態 |
| 要介護3 | 要介護2の状態と比較して、歩行や起き上がりなどの日常生活動作及び薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態 |
| 要介護4 | 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態 |
| 要介護5 | 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態 |

上記の状態は平均的な各区分の状態であり、あなたの状態とは必ずしも一致しないことがあります。

介護保険法

発令 : 平成9年12月17日号外法律第123号

最終改正 : 令和1年6月14日号外法律第37号

改正内容 : 令和1年6月14日号外法律第37号[令和1年6月14日]

(定義)

第七条 この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。

2 この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）のいずれかに該当するものをいう。

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 要介護状態にある六十五歳以上の者
- 二 要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの

4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 要支援状態にある六十五歳以上の者
- 二 要支援状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるもの

5 この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下同じ。）を利用できるように市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

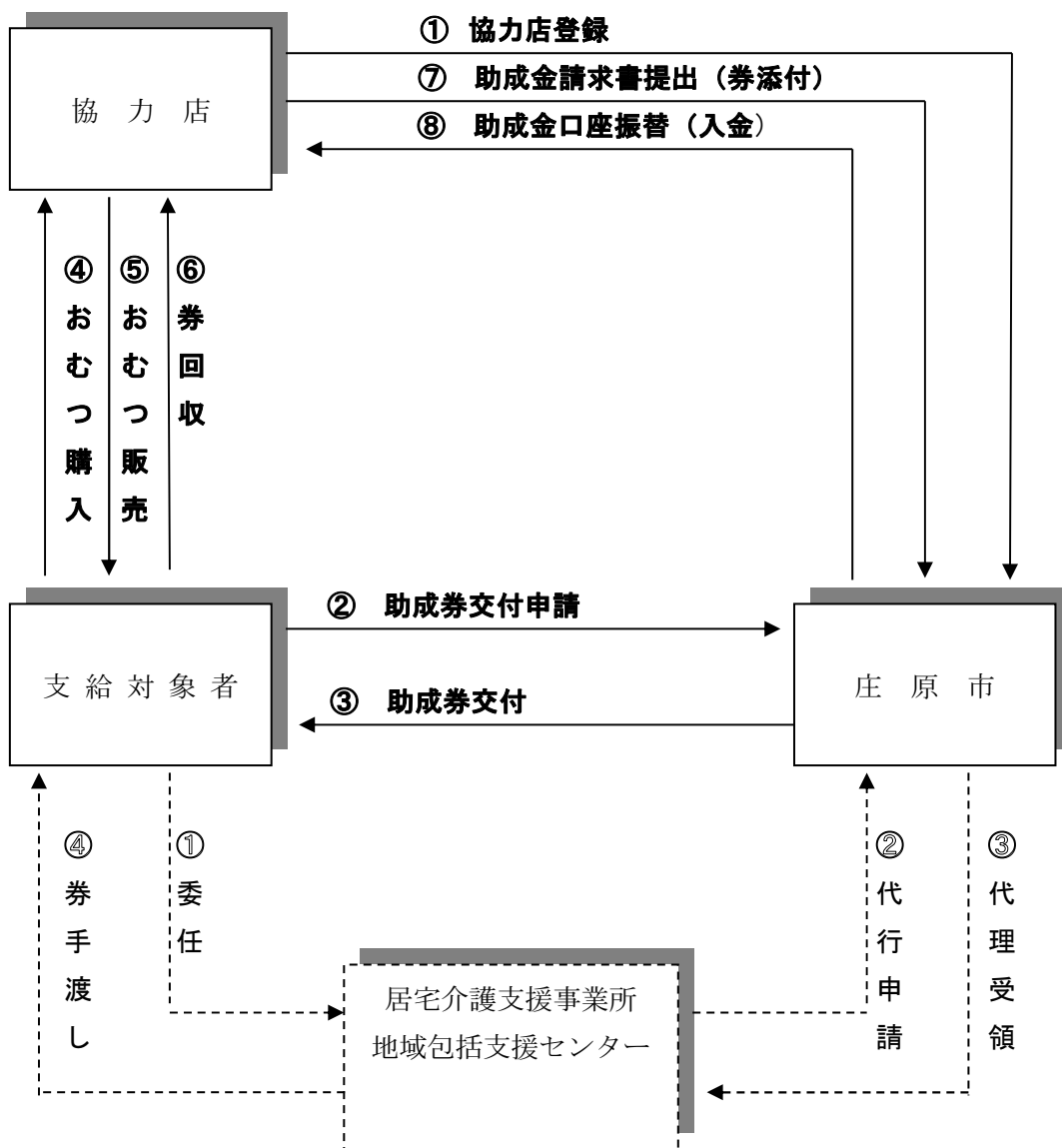
6 この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- 7 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県及び市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。
- 8 この法律において「医療保険加入者」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - 二 船員保険法の規定による被保険者
 - 三 国民健康保険法の規定による被保険者
 - 四 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
 - 五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - 六 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
 - 七 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
- 9 この法律において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - 一 この法律
 - 二 第六項各号（第四号を除く。）に掲げる法律
 - 三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
 - 四 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）



【事業の流れ】



庄原市紙おむつ購入助成券使用上の注意

① 助成券へ氏名の記入

・庄原市紙おむつ購入助成券（以下、助成券という）の氏名欄に対象となる要介護認定者の氏名を記入していただくよう変更になりました。記入漏れがないよう、すぐに全ての助成券に氏名の記入をしておきましょう。

② 利用の方法及び注意

・庄原市紙おむつ購入助成券（以下、助成券という）を使用するときは、紙おむつ等を購入する協力店に、助成券を使用する旨を告げて使用してください。
・助成券を使用する場合は、必ず「介護保険被保険者証」を携帯してください。協力店の店員が提示を求める場合があります。

③ 利用できる店について

・この助成券は、庄原市内において紙おむつを取り扱う販売店のうち、庄原市在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付事業の趣旨に賛同した「協力店」でのみ使用できます。
(裏面に「紙おむつ購入助成券の利用できる店(協力店)」一覧を掲載しています)

④ 対象となる介護用品

・助成券が利用できる介護用品の品目は、成人用紙おむつ（パンツタイプ含む）、尿取りパッド（軽失禁用は不可）、成人用おむつカバー、清拭剤（体ふき、おしりふき等）、ポータブルトイレ用消臭剤、防水シート及び介護用手袋（使い捨てのみ）です。

⑤ おつりは出ません

・おつりは出ませんので、助成券を使用するときは「紙おむつ等」の購入代金が、使用する助成券の額以上になるようにしてください。

⑥ いろいろな物を同時に購入する場合

・この紙おむつ購入助成券は、④の対象品目の購入にのみ使用できます。他の商品をあわせて購入する場合は、紙おむつとその他の物をきちんと区別しておいてください。

⑦ 再交付はできません

・助成券の再交付はできません。ただし、汚損、き損で使用に耐えなくなったときは、未使用の助成券を届けることにより、未使用枚数分について再交付を受けることができます。

⑧ 次の場合は助成券をお返しく下さい

・紙おむつ使用者が、市外に転出したとき。
・紙おむつ使用者が、死亡したとき。
・新たな年度の交付申請をする場合で、前年度分に未使用の助成券がある場合。

⑨ 次の場合は助成券の使用ができません

・病院、介護保険施設等に入院・入所しているとき。

⑩ 次の場合は助成金額の返還を求めます

・助成券を不正に使用したとき（交付対象者以外の者が使用する紙おむつ等を購入した場合など）

【県内他市の状況】

在宅高齢者介護用品購入助成 対象品目・対象者（要介護度区分）一覧

| 自治体名 | 対象用品 | 助成対象となる要介護度 | | |
|-------|---|-------------|------|------|
| | | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 広島市 | 紙おむつ、尿取りパッド、介護用シーツ、おしりふき、使い捨て手袋 | | ○ | ○ |
| 呉市 | 紙おむつ、紙パンツ、尿とりパッド、おしり拭き、使い捨て手袋（おしり拭き、使い捨て手袋については、紙おむつ、紙パンツ、尿とりパッドと一緒に購入する場合のみ） | | ○ | ○ |
| 竹原市 | 紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー | | ○ | ○ |
| 三原市 | 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー | ○ | ○ | ○ |
| 尾道市 | 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、その他消耗品的な介護用品 | ○ | ○ | ○ |
| 福山市 | 紙おむつ、尿取りパッド、その他の排泄介助に要する消耗品、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー | | ○ | ○ |
| 府中市 | 紙おむつ、尿とりパッド、おしりふきナップ、防水シート、口腔ケア用品、口腔用綿棒、入浴介助エプロン、清拭剤、ドライシャンプー、介護用手袋 | | ○ | ○ |
| 大竹市 | 紙おむつ、おむつカバー等家族介護用品 | | ○ | ○ |
| 東広島市 | 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー | | ○ | ○ |
| 廿日市市 | 介護用品（紙おむつ、尿取りパッドなど） | | ○ | ○ |
| 安芸高田市 | 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、口腔ケア用品、消毒剤等、とろみ調整剤、介護用消耗品の原材料 | ○ | ○ | ○ |
| 江田島市 | 制度なし | | | |
| 三次市 | 成人用紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、使い捨てぬれタオル、その他消耗品的な介護用品 | | ○ | ○ |
| 庄原市 | 紙おむつ、紙パンツ、おむつカバー、尿取りパッド、防水シーツ、介護用手袋、清拭剤、ポータブルトイレ用消臭剤 | ○ | ○ | ○ |

* 県内の市（高齢者福祉担当課）に対する高齢者福祉施策に関する調査の回答結果より（「庄原市と県内他市との比較」に掲げる項目）